

特別管理産業廃棄物処理業

(収集運搬業)

許 可 申 請 の 手 引 き

令和 7 年（2025 年）3 月

横 須 賀 市

資源循環部廃棄物対策課

1 はじめに

排出事業者から委託を受けて、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を、収集運搬又は処分(中間処理、最終処分)するには、都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)の許可^(注 1)を受けなければなりません。

この手引きは、横須賀市長への、特別管理産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可申請手続き等について説明してあります。

(注 1) 平成 23 年 4 月 1 日施行の法改正により、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬を業として行おうとする者は、事業を行う区域を管轄する都道府県知事の許可、神奈川県にあっては神奈川県知事の許可を受けなければならなくなりました。

ただし、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を行おうとする者、収集運搬を横須賀市内のみにおいて行おうとする者及び収集運搬の積替え保管を横須賀市内で行おうとする者は、横須賀市長の許可を受けなければなりません。

2 産業廃棄物の処理業の種類

産業廃棄物の処理業は次の 4 種類に区分されています。行おうとする事業の内容に応じ、それぞれの業の許可が必要になります。

産業廃棄物処理業	○産業廃棄物収集運搬業 (法第 14 条第 1 項)	事業所等から産業廃棄物を収集し、処分先まで運搬すること
	○産業廃棄物処分業 (法第 14 条第 6 項)	産業廃棄物を中間処理、最終処分すること
特別管理 産業廃棄物処理業	○特別管理産業廃棄物収集運搬業 (法第 14 条の 4 第 1 項)	事業所等から特別管理産業廃棄物を収集し、処分先等まで運搬すること
	○特別管理産業廃棄物処分業 (法第 14 条の 4 第 6 項)	特別管理産業廃棄物を中間処理、最終処分すること

3 許可申請の種類

産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可申請には、それぞれ次の 3 つの区分があります。

新規許可申請	新たに処理業を行う場合の申請です。 個人で許可取得後、法人を設立し処理業を行う場合も新規許可申請の対象になります。
許可更新申請	既に許可を取得しており、許可の有効期限(許可の日から 5 年)の到来に伴い、引き続き同様の処理業を行う場合の申請です。 なお、許可の更新申請は許可の有効期限が到来する 3 か月前から受け付けています。
変更許可申請	同一の処理業の許可の範囲内で、取り扱う廃棄物の種類の追加及び処理方法の追加等、事業の範囲の変更をする場合の申請です。

4 許可を受けようとする特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物は表―1のとおり種類があります。実際に取り扱う予定の廃棄物の種類を申請してください。

5 申請手続き

(1) 申請書類の作成

申請する許可の種類に応じ、「7 申請書及び添付書類」に記載されている書類が必要です。

許可申請書及び添付書類は、**正本1部、副本1部の計2部**を作成し提出してください。住民票、登記簿謄本、納税証明書等は3か月以内に発行されたものの限ります。

なお、副本は許可申請書及び添付書類ともコピーしたもので構いません。(誓約書だけは**副本も押印してください**。)副本は受け付けたときにお返しします。

申請書類は A4 判の大きさ(許可申請書の大きさ)で作成し、許可申請書を表紙にして、「申請書類及び添付書類」の番号順に左綴じにしてください。A4 判より大きい図面等は、A4 判の大きさに折り、開きやすいように折り込んでください。

(2) 申請書の提出

①申請窓口

横須賀市資源循環部廃棄物対策課(市役所分館5階)
電話 046-822-8418 FAX 046-823-0865
〒238-8550 横須賀市小川町11番地
交通機関:京浜急行 横須賀中央駅東口下車 徒歩5分

②受付日及び受付時間

受付日	月曜から金曜日まで(土、日、祝祭日および12月29日から1月3日を除く)
受付時間	8:30~11:00、13:00~16:00

郵送による申請は受け付けていません。申請の受け付けは予約制になります。あらかじめ電話にて申請日時を予約してください。

申請書を提出する際は、あらかじめ押印、添付書類、必要部数の有無を確認してください。

不足、不備書類があると受け付けできない場合があります。

(3) 申請手数料

申請書受け付けの際、次の許可申請手数料を納入していただきますので**必ず現金をご用意ください**。なお、**納められた手数料はお返しできません**ので注意してください。

	産業廃棄物処理業		特別管理産業廃棄物処理業	
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業
新規許可	81,000円	100,000円	81,000円	100,000円
許可更新	73,000円	94,000円	74,000円	95,000円
変更許可	71,000円	92,000円	72,000円	95,000円

6 許可証の交付

原則として、窓口にて許可証を交付します。窓口に来られる方の印鑑又は代表者印を持参のうえ来所してください。更新申請の場合は、許可証交付時に**旧許可証を返納**して頂きますので忘れずにお持ちください。

郵送による交付も行っていますが、必ず簡易書留料金(490円)の切手を貼った返信用封筒またはレターパックプラス(600円)を申請時にご用意ください。

7 申請書及び添付書類

特別管理産業廃棄物収集運搬業

・新規許可申請の場合

「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書」(様式第12号)のほか、以下の①から⑦までの添付書類が必要です。なお、既に他の自治体で特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可をお持ちの場合は、「⑦いずれか一つの自治体の許可証のコピー」を忘れずに添付してください。

・更新許可申請の場合

「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書」(様式第12号)のほか、「第8面 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法」、又は「第9面 資産に関する調書(個人用)」を除く、①から⑦までの以下の添付書類が必要です。

ただし、既に申請又は届出済の車両・運搬容器、駐車場、事務所・事業場に変更がなければ、「第6面運搬車両の写真」、「第7面運搬容器等の写真」、「第2面」の事務所の所在地、及び駐車場の所在地に関する「付近の見取図」、駐車場内の車両の「配置図」、及び「駐車施設の使用権原を証する書類」、「自動車検査証の写し」は添付の必要はありません。

・変更許可申請の場合

「特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」(様式第16号)のほか、以下の①から⑦までの添付書類が必要です。

ただし、既に申請又は届出済の車両・運搬容器、駐車場、事務所・事業場、資金総額等に変更がなければ「第6面 運搬車両の写真」、「第7面 運搬容器等の写真」、「第2面」の事務所の所在地、及び駐車場の所在地に関する「付近の見取図」、駐車場内の車両の「配置図」、「第8面 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法」、「第9面 資産に関する調書(個人用)」、及び「駐車施設の使用権原を証する書類」、「自動車検査証の写し」は添付の必要はありません。

・廃ポリ塩化ビフェニル等を収集運搬する場合

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物の収集運搬を内容とする許可申請を行おうとする方は、必ず事前に別途お問い合わせください。

・積替え保管を行う新規又は変更許可申請の場合

積替え保管を伴う許可申請を計画する場合は、必ず事前に別途お問い合わせください。

添付書類

①事業計画の概要(第1面～第10面)

用紙は指定用紙になります。用紙各欄の注意事項に注意し、事業の概要を記入してください。

積替え保管を行わない場合は第3面を除く第1面から第10面を作成してください。

また、積替え保管を行う場合は、第3面を含めた第1面から第10面への記入、積替え保管施設の平面図、立面図、断面図、構造図、付近の見取図、設計計算書及び積替え保管施設のある土

地、建物の登記簿謄本(借用している場合は賃貸借契約書等の写し)が必要になります。

なお、積替え保管を行う許可申請の場合には、必ず申請に先立ち別途相談を行ってください。
第1面には、事業の概要を記入し、併せて取り扱う予定の廃棄物の種類について記載してください。特定有害産業廃棄物である取扱う金属等の種類については、「(第1面－Ⅱ) 特定有害産業廃棄物別取扱う金属等の種類」にその種類を記載してください。

①－第2面 事務所、事業場の付近の見取り図、駐車施設の付近の見取り図及び配置図

収集運搬で使用する車両を一覧表に全て記載してください。欄が足りない場合は、第2面をコピーして一覧を作成するか、(1) 運搬車両一覧と同じ内容の一覧表を作成して別紙としても構いません。

最寄りの駅、バス停からの付近の見取り図を、目標物を含めて詳しく書いてください。又、最寄りの駅、バス停までの交通機関名及び所要時間を併せて記入してください。

また、駐車場の配置図は各車両の駐車位置がわかるように図示してください。船舶の場合は、出港地及び入港地の係船場所の図面を添付してください。

①－第3面 積替施設または保管施設の概要

積み替え保管許可の申請(新規、更新、及び変更)の場合のみ、積み替え保管に係る施設の概要を記載して申請に添付してください。積み替え保管と行わない申請の場合には不要です。なお、施設の概要については、構造を明らかにする平面図、立体図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付してください。

積み替え保管を行わない許可申請については、作成は不要です。

①－第4面 収集運搬業務の具体的な計画

申請しようとする収集運搬業務の具体的な計画(更新にあたっては、その内容)を、収集運搬業務を行う時間、休業及び従業員数などの記載や、収集運搬しようとする廃棄物の種類ごと、収集運搬する車両ごとの具体的な計画を記載してください。

①－第5面 環境保全措置の概要

洗車の方法、施錠の方法、取り扱う廃棄物の飛散流出の対策、地下浸透の対策、悪臭の対策、排水の対策、騒音振動の対策、防災の対策、その他の対策など収集運搬に際して講ずる環境保全の措置を記載してください。

①－第6面(車両の写真)、第7面(運搬容器等の写真)の写真

車両については、前と横から写した全体写真で、ナンバープレート及び車両表示(業者名、許可番号、産業廃棄物を収集運搬している旨の表示)が確認できるものを提出してください。

運搬容器を使用する場合は、その全体写真で蓋等が確認できるものを提出してください。船舶については、全体が確認できる写真を提出してください。台紙が不足する場合は、コピーしてください。なお、写真は添付台紙に貼って提出してください。

①－第8面 資金の調達方法(法人の場合)、第9面 資産に関する調書(個人の場合)

資金の調達方法や資産の総額等についての内訳を作成してください。資金調達方法について

は自己資金、金融機関等からの融資等別に記入してください。

なお、既に車両等、事業の用に供する施設を有していて、新たに資金を必要としない場合はその旨明記してください。

① 一第10面 誓約書

申請者、申請者の役員等が法律で定める欠格条項に該当していない旨の誓約書です。該当者がいる場合は不許可となりますので、誓約書の内容をよくご確認の上記入してください。

②駐車施設の使用権原を証する書類

申請者が駐車場施設のある土地を所有しており、①申請者が個人で住民登録上の住所に駐車施設がある場合、又は②申請者が法人で商業登記簿等上の本店登記又は支店の所在地に、駐車施設がある場合は、添付の必要はありません。

その他の場所に駐車施設があり、申請者自身が所有している場合は、土地の登記簿謄本、評価証明書等駐車施設の使用権原を証する書類を、また借用している場合は賃貸借契約書等の写しを添付してください。船舶の場合は、出港地及び入港地の係船場所の使用権原を証する書類を添付してください。

③自動車検査証の写し

船舶の場合は、船舶国籍証書の写し、船舶検査証書の写しを提出してください。借用している場合は車両の賃貸借契約書等の写し(船舶の場合は裸傭船契約書の写し)を提出してください。

④申請者に関する書類

(申請者が法人の場合)

- ・定款(又は寄付行為)の写し(注1)
- ・商業登記簿又は法人登記簿(以下「商業登記簿等」)の謄本(注1)
- ・役員(商業登記簿等に記載されている者全員)、株主又は出資者(5%以上の株主、出資している個人)及び政令第6条の10に定める使用人の住民票(注2)(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの)
- ・株主又は出資者(5%以上の株主、出資している法人)の商業登記簿等謄本

(申請者が個人の場合)

- ・住民票(注2)(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの)

(注 1) 直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、当該有価証券報告書を添付することで定款等の写し及び商業登記簿謄本に代えることができます。

(注 2) 外国籍の方は、国籍・地域が記載のもの。

また、役員に営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者がいる場合は、その法定代理人についても役員同様の証明書類が必要になります。また、法定代理人であることを確認するため戸籍謄本を添付してください。

政令第6条の10に定める使用人がいる場合、会社の組織図、廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有することを証する書類を提出してください。

役員と株主等が同一人の場合は、住民票等の証明書類は1部でかまいません。また、複数の役員が同一世帯で1部の住民票で記載される場合も同様に1部でかまいません。

証明書は3か月以内に発行されたものに限ります。

⑤技術的能力を説明する書類

特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習の修了が、技術的能力に該当します。個人の場合は申請者本人又は政令第6条の10に定める使用人、法人の場合は代表者、役員又は政令第6条の10に定める使用人が、講習会を受講し、修了していることが必要です。修了証の写しを添付してください。

受講していただく講習会は、申請の種類に応じた、次の表中で「○」がついている講習会のいずれかです。また、修了証の有効期間は新規の場合は5年、更新の場合は2年です。

変更許可申請の場合、現在の許可を受けた際の講習会受講者が、現在も引き続き役員等であれば有効期限が過ぎた修了証でも申請できます。

	特別管理産業廃棄物の 収集・運搬課程	
	新規	更新
新規許可申請	○	× ^{注1}
更新許可申請	○	○
変更許可申請	○	○

注1 原則として不可ですが、申請者が既に他の自治体では特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を持っており、横須賀市に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請をする場合は、更新の講習会でも構いません。この場合は許可を有する自治体の許可証の写しを添付してください。

⑥財政能力に関する書類

(申請者が法人の場合)

直近3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書(その1 納税額証明用)及び確定申告書の写し(別表第1及び第4に限ります。)。なお、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、当該有価証券報告書を申請書に添付することで前述の書類に代えることが出来ます。

なお、会社設立直後で上記の書類がない場合や、直近の決算が赤字の場合には、今後5年間の収支計画書を作成し提出してください。また、直近の経常利益が黒字でも納付税額が「0」の場合も同様に収支計画書を提出してください。

(申請者が個人の場合)

直近3年分の所得税の納税証明書(その1 納税額証明用)、確定申告書の写し(1面、2面)及び収支内訳書の写し又は青色申告決算書の写し(1～4ページ)

なお、直近の納付税額が「0」の場合には、今後5年間の収支計画書を作成し提出してください。

⑦許可証の写し

新規許可申請の場合で、既に他の自治体で産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可をお持ちの場合は、いずれか一つの自治体の許可証の写しを添付してください。また、更新許可申請の場合は更新に係る許可証の写し、変更許可申請の場合は現在の許可に係る許可証の写しを添付してください。

※必要に応じて上記以外の書類等の提出を求めています。

特別管理産業廃棄物収集運搬業申請書類チェックリスト

添付書類及び注意事項等		新規	更新	変更
申請書（特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書又は事業範囲変更申請書）				
記載内容、役員等のふりがな				
①	事業計画の概要			
	第1面-I及びII			
	1 事業の全体計画 収集運搬を行う全体の計画が記載されているか（別紙可）			
	2 取り扱う特管物の種類及び運搬量等 取り扱う特管物ごとに記載されているか			
	第2面			
	3(1) 運搬施設の概要 運搬車両の記載、事務所の所在地・駐車場の所在地の記載、（事務所、及び駐車場については付近の見取図の添付があること、最寄駅又はバス停からの案内図、最寄駅又はバス停までの交通手段、所要時間が判るものであること、加えて駐車場については配置図の添付のあること）（別紙可）			
	3(2) その他の運搬施設の概要 運搬容器の記載、取り扱い廃棄物に適した用途			
	第3面（※積み替え保管の許可申請の場合のみ）			
	3(3) 積換施設又は保管施設の概要 積替え保管許可の場合のみ（構造を明らかにする平面図、立体図、断面図、構造及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図）（別紙可）		—	△
	第4面			
	4 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用と、収集運搬業務を行う時間、休業及び従業員数を含む）廃棄物ごと、車両ごとの具体的な記載及び従業員数の記載（別紙可）			
	第5面			
	5 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む）洗車の方法、施錠の方法、飛散流出の対策、地下浸透対策、悪臭の対策、排水の対策、騒音振動の対策、防災の対策、その他の対策等が記載されていること（別紙可）			
	第6面 運搬車両の写真 前面、側面から写したものでナンバープレート等が確認できるもの		—	△
	第7面 運搬容器等の写真 全体の写真で蓋等が確認できるもの		—	△
	第8面 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法（法人の場合）新たに要しない場合はその旨を明記した書類		—	△
	第9面 資産に関する調書（個人の場合）新たに要しない場合はその旨を明記した書類		—	△
	第10面 誓約書 申請者名で申告			
②	駐車場の使用権原を証する書類			
	自己所有の場合 土地の登記簿謄本等		—	△
	借用している場合 賃貸借契約書の写し		—	△
③	自動車検査証の写し			
	第2面で記載した車両の車検証の写し		—	△
④	申請者に関する書類（証明書類は発行から3か月以内発行のもの）			
	個人の場合 住民票の写し			
	法人の場合			
	定款（写し）、登記簿謄本			
	役員等、株主等（個人）、政令使用人の住民票の写し			
	株主等（法人）の登記簿謄本			
⑤	技術的能力を説明する書類（処理業の許可申請に関する講習会修了証）			
	新規の場合 特管の収集運搬課程（新規）の修了証 有効期間申請日から5年以内		—	—
	更新の場合 特管の収集運搬課程（新規）の修了証 有効期間更新日から5年以内 特管の収集運搬課程（更新）の修了証 有効期間更新日から2年以内	—		—
	変更の場合 特管の収集運搬課程（新規又は更新）の修了証	—	—	
⑥	財政能力に関する書類			
	個人の場合 3年分の納税証明書及び確定申告書の写し（1～2面、収支内訳書）、収支計画書（直近の納付税額が0の場合）			
	法人の場合 3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、納税証明書、確定申告書の写し（別表1、4）、収支計画書（直近の決算が赤字又は経常利益が黒字でも納付税額が0の場合）			
⑦	許可証の写し			

「—」は更新申請時等に変更がなければ省略可能。「△」は変更がある・該当がある場合は必要。
必要に応じて上記以外の書類等の提出を求めることがあります。

表－1 特別管理産業廃棄物の種類

種類		内容
廃油		揮発油類、灯油類、軽油類
廃酸		水素イオン濃度指数が 2.0 以下のもの
廃アルカリ		水素イオン濃度指数が 12.5 以上のもの
感染性産業廃棄物		医療機関等から生じた産業廃棄物で血液、使用済み注射針などの感染性病原体を含む又はおそれのあるもの
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃ポリ塩化ビフェニル等	廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油
	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ汚泥、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、若しくは染み込んだ紙くず、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ木くず若しくは繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着し、若しくは封入された廃プラスチック類若しくは金属くず、ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず、ポリ塩化ビフェニルが付着したがいき類
	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもの（厚生省令で定める基準に適合しないもの）
	指定下水汚泥＊	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥で、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを一定以上含むもの
	鉱さい＊	水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を一定以上含むもの
	廃石綿等	石綿建材除去事業から生じたもの等
	ばいじん＊ 燃え殻＊	特定施設等で生じたばいじん、燃え殻で、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定以上含むもの
	廃油（廃溶剤）＊	特定施設等で生じたトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含む廃溶剤及びその処理したものについては一定以上含むもの
	汚泥＊ 廃酸＊ 廃アルカリ＊	特定施設等で生じた汚泥、廃酸、廃アルカリで、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定以上含むもの
	ばいじん＊	輸入された廃棄物の焼却施設（処理能力が 1 時間 200kg 以上又は火格子面積 2㎡以上）において発生するばいじん（集じん施設によって集められたもの） 特定施設において、輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん（集じん施設によって集められたもの）でダイオキシン類を一定以上含むもの 輸入された廃棄物で集じん施設により集められたばいじん
	燃え殻＊	特定施設において、輸入された廃棄物の焼却に伴って生じた燃え殻及び輸入された燃え殻でダイオキシン類を一定以上含むもの
	汚泥＊	排ガス洗浄施設等を有する特定施設において、輸入された廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥及び輸入された汚泥でダイオキシン類を一定以上含むもの

＊ 当該廃棄物を処分するために処理したものを含む